

行政文書公開請求書

平成 21 年 1 月 28 日

（あて先）実施機関

名古屋市長



請求者 住所又は居所 〒460-0002 名古屋市千代田区内3-6-41

氏 名

名古屋市民オンブズマン
代表 高橋 克実

電話番号 (052) 953 - 8052

連絡先

電話番号 () -

名古屋市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求する行政文書の名称
又は内容

・ なごや ボランティア・NPO センター の 活動記録
名古屋市民オンブズマンとしての活動記録
・ なごや ボランティア・NPO センター 運営協議会の
議事録 (H20.4.1 ~ H21.1.28)

行政文書の公開の方法
（希望する公開の方法
を○で囲んでください。）

1 閲覧

2 写しの交付

3 視聴・聴取

(□ 郵送を希望)

- 注 1 法人その他の団体にあつては、請求者の住所又は居所欄にその事務所又は事業所の所在地を、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 写しの交付について郵送を希望する場合は、□の中に√印をつけてください。
- 3 連絡先には、午前8時45分から午後5時までの間に連絡できるところを、記入してください。

問い合わせ先 市民情報センター TEL: 972-3153(直通) FAX: 972-4127

請求者 控

第2号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

20市経地第64号
平成21年2月12日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実様

実施機関
名古屋市長 松原武久



平成21年1月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	① なごやボランティア・NPOセンターの指定管理に関する基本協定書 ② なごやボランティア・NPOセンターの指定管理に関する年度協定書 ③ なごやボランティア・NPOセンター運営審議会の議事録（平成20年11月12日）		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成21年2月 / 2 日	午前 午後 4時15分
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当 当該行政文書に記載されている法人の印影については、法人の内部管理に関する情報であり、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。		
備 考			

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（名古屋市長が被告の代表者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-3153（直通） FAX:972-4127

なごやボランティア・NPOセンターの管理運営に関する基本協定書



名古屋市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）とは、なごやボランティア・NPOセンター条例施行細則（平成16年名古屋市規則第70号。以下「センター規則」という。）第21条の規定に基づき、なごやボランティア・NPOセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、センターを適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者）

第2条 甲は、なごやボランティア・NPOセンター条例（平成16年名古屋市条例第45号。以下「センター条例」という。）第9条の規定に基づき、乙をセンターの指定管理者とする。

（指定期間）

第3条 指定管理者の指定期間は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までとする。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第4条 乙の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供

ア 市民活動並びに市民活動を支援及び促進する機関に関する各種資料の収集、整理、掲示及び配架

イ 図書等を閲覧に供すること及び図書等の貸出し

ウ ホームページの管理

エ 市民活動団体（特定非営利活動法人を含む。以下同じ。）の情報の登録及

び管理

オ 施設見学者の対応

(2) 市民活動に関する相談

ア 窓口又は電話等による市民活動に関する相談及び情報提供

イ 市民活動団体の設立又は運営に関する相談及び情報提供

(3) 市民活動に関する講座等の実施

ア ボランティア及びNPOに関する講座等の開催（毎月 1講座以上）

イ 他機関からの依頼等による講師派遣

ウ 市民活動団体相互のネットワークづくりの促進

(4) 市民活動に関する広報等

ア センター情報誌の発行及び配布（毎月 2,000部以上）

イ 市民活動啓発イベントの開催（大規模イベント年 1回、交流事業等年 4回以上）

(5) 施設の提供

ア 会議室等の利用申込の受付、利用許可、開錠及び利用後の確認

イ ワーキングスペース及び附属設備の管理

ウ ロッカーの利用申込の受付及び利用許可

エ 施設及び附属設備の利用料金の収納

(6) 調査統計資料作成

ア センター利用実績等に関する資料の作成

イ 市民活動に関する調査統計資料の作成

(7) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）

(8) その他必要な管理運営業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は、別途事業計画書に定めるものとする。

（甲が直接執行する経費）

第5条 次に掲げる事項に係る経費については、甲は指定管理料として乙に支払わずに、甲が直接執行するものとする。

(1) 原形を変ずる修繕及び模様替え

(2) その他甲乙協議で定める事項

(職員の配置)

第6条 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準並びに管理運営業務に従事する者の配置の基準は次のとおりとする。

- (1) 人員のうちにセンター所長として管理業務に従事する者を置くこと。
 - (2) 開館時間中は、窓口対応、相談等の業務を円滑に行うことができる人員体制とすること。なお、市民活動に関する経験を1年以上有する者又は企業における社会貢献活動担当等において同等程度の知識経験を有すると認められる者を常時2名以上配置すること。
 - (3) 人員のうちに甲種防火管理者を置くこと。
- 2 乙は、管理運営業務に従事する者の職種、職務の内容、氏名等について、配置職員名簿により、甲に報告しなければならない。
- 3 センター所長を変更する場合には、乙は、事前に甲に報告しなければならない。

(業務の範囲等の変更)

第7条 甲及び乙は、必要と認める場合には、相手方との協議により、業務の範囲、事業計画及び職員の配置を変更することができる。

(遵守規定等)

第8条 乙は、管理運営業務の実施にあたり、次に掲げる規定等を遵守しなければならない。

- (1) 本協定及び別途締結するセンターの管理運営に関する年度協定（以下「本協定等」という。）
 - (2) なごやボランティア・NPOセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）
 - (3) 事業計画書
 - (4) センター条例及びセンター規則
 - (5) 労働基準法、最低賃金法等労働・雇用関係法規
 - (6) 消防法等施設管理関係法規
 - (7) その他関係法規
- 2 本協定等、募集要項及び事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定

等、募集要項、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。ただし、事業計画書において募集要項を上回る水準が示されている場合は、事業計画書に記された水準によるものとする。

(業務の引継ぎ)

第9条 乙は、指定期間の終了にあたり、センターの管理運営に支障をきたさないよう、甲又は甲が指定する者に対し、管理運営に関する専門的な知識等、業務の引継ぎを行わなければならない。

2 乙は、甲が実施する施設の見学その他新たに指定管理者を指定するために必要な事項について、協力するものとする。

(業務の委託)

第10条 乙は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者に行わせてはならない。ただし、甲が認めたものについては、この限りでない。

2 乙は、管理運営業務の一部を委託した場合には、甲に報告するものとする。

(利用の基準)

第11条 乙は、管理運営業務を適正に執行するため、センターの利用に関する基準を定めるものとする。

2 乙は、前項の基準を制定し、又は改正しようとするときは、甲と協議し、承認を得なければならない。

(緊急時等における対応)

第12条 乙は、災害、事故等の緊急時の対応の基準を整備するとともに、緊急時には関係機関との連携を図り、適切で速やかな対応を行うものとする。また、必要の都度、甲にその旨を報告するものとする。

(情報の保護及び公開)

第13条 乙は、センターの管理運営を行うにあたり、別記「指定管理者による公の施設の管理における個人情報取扱注意事項」及び「公の施設の管理に当たっての

情報取扱注意事項」を遵守するとともに、個人情報保護のための規程を設けなければならない。

- 2 乙は、センターの管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規程及び前項の措置の内容について甲と協議しなければならない。

(指定管理料)

第14条 本協定に基づく甲の負担する指定管理料は、別途年度協定において定めるものとする。

- 2 甲は、年度協定で定める年額を月数にて分割し、毎月15日までに、乙からの請求に基づき、前金払をするものとする。
- 3 前項の指定管理料の支払については、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）第64条に規定する定期支払申込書に基づく定期支払によることができるものとし、この場合にあっては乙は請求を要しない。
- 4 乙は、指定管理料及び利用料金収入については、それぞれ固有の口座で管理するものとする。
- 5 乙は、指定管理料の支払いを受けた日の属する各年度の翌年度から5年間、当該指定管理料に関する書類等を整理保存しなければならない。

(指定管理料の変更)

第15条 甲又は乙は、指定期間中に物価水準の変動その他の事由により当初合意された指定管理料が不適當となったと認めたとき、又は第7条の規定により業務の範囲、事業計画若しくは職員の配置を変更したときには、相手方との協議により、指定管理料を変更することができる。

(利用料金)

第16条 乙は、センターの施設及び附属設備を利用者の利用に供するにあたり、センター条例及びセンター規則に定める範囲内において利用料金の額を定めるものとする。

- 2 乙は、前項の利用料金の額を設定し、又は変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、第1項の利用料金の減免、還付及び徴収時期の基準を定め、又は変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 4 本協定の締結前にした利用料金の額及び減免等の基準の承認については、前2項の規定による承認とみなす。
- 5 乙は、指定期間後のセンターの施設及び附属設備の使用に係る徴収済みの利用料金については、指定期間終了後、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に速やかに引継ぐものとする。

(備品の貸与及び使用)

- 第17条 甲は、乙に業務の遂行に必要な備品を無償で貸付け、その使用を認めるものとする。
- 2 前項の備品の内訳は、別添「物品関係内訳書」のとおりとする。
 - 3 乙は、甲から前項の備品の引渡しを受けたときは、速やかに甲に預かり証を提出しなければならない。
 - 4 第2項の備品の管理については、別記「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」に基づき行うものとする。

(取得した備品の帰属及び管理)

- 第18条 乙は、指定管理料により備品を購入する場合には、事前に甲と協議するものとする。
- 2 前項により取得した備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

(資料等の使用)

- 第19条 センターの管理運営業務において乙が収集又は作成した資料及び更新したデータ等については、甲は、これを使用することができる。

(苦情の処理)

- 第20条 乙は、センターの利用者等から管理運営について苦情等があった場合は、

適切で速やかな対応を行うものとする。また、その対応状況について苦情処理状況報告書（第1号様式）を作成するとともに、甲にその旨を報告するものとする。

（暴力団からの妨害又は不当要求）

第21条 乙は、当該指定管理業務の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、通報書（第2号様式）により、遅滞なく甲へ報告するものとする。

（事故報告）

第22条 乙は、センターの施設及び設備を損傷し、若しくは滅失し、又はセンターにおいて事故があったときは、事故状況報告書（第3号様式）により、直ちに甲に報告しなければならない。

（損害賠償）

第23条 甲は、前条の事故が乙の故意又は過失によるものと認めたときは、乙にその損害の全部又は一部を賠償させることができる。

（第三者への賠償）

第24条 管理運営業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（不可抗力発生時の対応）

第25条 災害その他の不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費

用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第26条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、乙は、甲との協議により、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

- 2 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。ただし、乙が加入した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含めないものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については甲が負担するものとする。

(事前の協議)

第27条 乙は、次に掲げる事項について事前に甲と協議しなければならない。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業継続が困難になるおそれが生じた場合に、センターの管理運営全般に関すること。
- (3) 管理運営の運用に関する規程等の新設又は変更に関すること。
- (4) 各種申請様式、パンフレット等乙が作成する印刷物及びホームページに関すること。

(提出書類)

第28条 乙は、毎年度、事業報告書、管理運営収支決算書及び利用状況報告書を作成し、その翌年度5月15日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度、甲が指定する期日までに、センターの翌年度の予算書及び事業計画書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、毎日、施設の利用状況等に関する書類を作成するとともに、甲の求めに応じて甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、毎月、利用に係る実績について、月例報告書（施設利用状況報告書、事

業実施報告書及び利用料金集計表)を甲に提出しなければならない。

5 甲は、必要に応じて臨時に報告書等の提出を求めることができる。

(連絡調整会議)

第29条 センターの管理運営について、甲及び乙は、毎月1回、情報交換のための連絡調整会議を行うものとする。

(実地調査等)

第30条 甲は、センターの管理の適正を期するため、乙に対して、当該管理運営業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 甲は、事業評価を実施し、乙に対して管理運営業務について改善を求めることができる。

3 乙は、前項の改善要求に対し、誠意を持って対応しなければならない。

4 甲は、事業評価の結果を公表することができる。

(自己評価)

第31条 乙は、甲と協議の上、利用者満足度調査その他適切な方法により管理運営の改善点を把握し、施設の管理運営を適正に行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する調査の実施状況及び結果を甲に報告するものとする。

(運営審議会)

第32条 乙は、甲の求めに応じて、甲が設置する「なごやボランティア・NPOセンター運営審議会」の会議に出席するとともに、管理運営状況について報告するものとする。

(指定の取消し等)

第33条 甲は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が、本協定に違反したとき。

- (2) 乙が、本協定を正当な理由なく履行しないとき、又は指定期間内に履行する見込みがないとき
 - (3) 乙から指定の取消しの申し出があり、その理由を正当と認めたとき。
 - (4) 甲が指定する必要がなくなったとき。
- 2 甲は、愛知県警察本部から「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づいた乙の排除要請があった場合は、原則として、乙の指定を取り消すこととする。
- 3 甲は、第1項第1号、第2号及び前項の規定により指定を取り消す場合は、乙に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項第1号、第2号及び第2項の規定により指定を取り消す場合は、乙は、当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として納付しなければならない。

（指定管理料の返還）

第34条 乙は、次のいずれかに該当するときは、指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 第4条及び事業計画書に定める業務を履行しないとき。
- (2) 設備の更新又は廃止により光熱水費及び管理運営費の額を減額等する必要があるとき。
- (3) 第15条の規定により指定管理料の額を減額したとき。
- (4) 指定管理者の指定を取り消されたとき。

（原状復帰義務）

第35条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにセンターを原状に回復し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、センターの原状回復は行わずに、別途甲の指示する状態で甲に対してセンターを明け渡すことができる

ものとする。

(権利譲渡の禁止)

第36条 乙は、本協定によって生じる権利及び義務を、甲の承認を得ることなく他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(協議)

第37条 本協定に定めのない事項又はその他疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

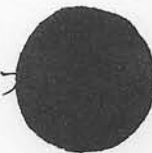
甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保管する。

平成20年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久



乙 東京都豊島区池袋三丁目1番2号
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表理事 永戸 祐三





なごやボランティア・NPOセンターの管理運営に関する年度協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）とは、なごやボランティア・NPOセンターの管理運営に関する基本協定書（平成20年4月1日締結）第14条第1項に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（指定管理料）

第1条 甲の負担する指定管理料は、29,400千円（消費税及び地方消費税込み）とする。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

（協議）

第3条 この年度協定に定めのない事項又はその他疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保管する。

平成20年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久



乙 東京都豊島区池袋三丁目1番2号

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表理事 永戸 祐三

